

中労委、昭62不再10・24・25、昭62.10.7

命 令 書

中労委昭和62年（不再）
第10号、第24号、第25号事件
再審査申立人 アヅミ株式会社

中労委昭和62年（不再）
第10号、第24号、第25号事件
再審査被申立人 全大阪金属産業労働組合

主 文

本件各再審査申立てを棄却する。

理 由

第1 当委員会の認定した事実

当委員会の認定した事実は、本件各初審命令の理由第1の認定した事実とそれぞれ同一であるので、これを引用する。また、引用した各初審命令中「被申立人」とあるを「初審被申立人」に、「申立人」とあるを「初審申立人」に、「本件審問終結時」とあるを「初審審問終結時」に、「当委員会」とあるを「大阪府地方労働委員会」に読み替えるものとする。

第2 当委員会の判断

会社は、初審命令が、会社の団体交渉拒否を不当労働行為と判断したことを不服として再審査を申し立て、次のとおり主張する。すなわち、会社は、分会は、配置転換命令を正当な理由なく拒否しているA1を支援するため結成された「A1を守る会」と同一であり、社内秩序違反を目的とした不法集団であるので、正当な労働組合とは認められないから、会社には団体交渉に応ずべき義務はないと主張する。

しかしながら、本件における全疎明をもってしても、組合の下部組織である分会が労働組合法上の労働組合であることを否定する事由があるとは認められず、会社の主張は採用できない。

なお、会社は、別組合と唯一交渉団体約款及びユニオン・ショップ約款を締結していることをもって団体交渉拒否の正当理由とも主張するが、別組合との間に上記約款があることをもって団体交渉拒否の正当理由となしえないことは明らかであり、この点に関する会社の主張も採用できない。

したがって、前記第1により引用する本件各初審命令理由第1認定のとおり、組合の申し入れた各団体交渉を会社が拒否していることには正当な理由がなく、初審命令が、不当労働行為と判断したことは相当である。

以上のとおり、本件各再審査申立てには理由がない。

よって、労働組合法第25条及び第27条並びに労働委員会規則第55条の規定に基づき、主文のとおり命令する。

昭和62年10月 7 日

中央労働委員会
会長 石 川 吉右衛門